

まずは確認！自転車の交通ルール

自転車も左側通行

原則、車道の左側を走ります。

⚠️ 逆走はなぜ危険？

道路に自動車が進んでいる時や、見通しの悪いカーブで対向車から自転車が見えず正面衝突をする恐れがあり、危険です。

並走は禁止

2台以上で走るときは、縦に並んで走ります。

⚠️ 並走はなぜ危険？

自動車や歩行者を巻き込んだ事故に発展する恐れがあるほか、自動車や歩行者が通行するスペースが狭くなり他の自動車や歩行者の通行に支障を及ぼす恐れがあり、危険です。

夜間はライト点灯

⚠️ 無灯火はなぜ危険？

道路の状況の確認や自動車、歩行者の発見がしづらくなるだけでなく、自動車や歩行者からも自転車の存在を発見しづらくなります。自動車や歩行者と衝突したり、誤って道路から用水路に転落したりするなど、重大な事故につながる恐れがあり危険です。

ヘルメット着用

⚠️ ヘルメットはなぜ必要？

令和6年中の自転車乗用中の死者の約5割が頭部を負傷しており、頭部を保護することは極めて重要です。ヘルメットは頭部の保護に有効であり、事故に遭った際に命を守ります。ヘルメットの着用は努力義務ですが、自らを守るためヘルメットを着用するよう努めましょう。



道路交通法が改正され、令和8年4月から自転車の交通違反に対して「交通反則通告制度（青切符）」が導入されました。これからも安全に生活するため、正しい交通ルールを確認しましょう！

その乗り方大丈夫？
ルールを守って安全運転
〜自転車ルールを再確認〜

自転車で交通違反をしたらどうなる？

自転車の交通違反があった場合、その場で注意する「指導警告」、さらに交通事故の原因となるような悪質・危険な違反の場合に「検挙」の対象となります。これまでは「検挙」をされたあとは刑事手続きとして処理（赤切符）をしていましたが、これに加えて令和8年4月から交通反則通告制度（青切符）が導入されました。

指導警告

例) スピードを出して歩道を通行
16歳未満の人の違反



検挙

悪質・危険な違反行為

交通違反の発見



青切符

一定の違反行為をした16歳以上の運転者に交付されるもので、反則金の納付が必要になります。反則金を納付すれば刑事手続きの対象にならないので、前科はつきません。
例) ながらスマホ
信号無視

NEW

赤切符

重大な違反や事故を起こした14歳以上の運転者に交付されるもので、刑事手続きの対象になります。有罪となった場合は、前科が付きまします。
例) 酒酔い運転、酒気帯び運転
違反により交通事故を発生させる

INTERVIEW



総務課参事 (県警本部から派遣)
善田 将昭さん

安全・安心な自転車利用

自転車は、幅広い世代がさまざまな用途で利用する身近で便利な乗り物ですが、近年、自転車を取り巻く交通事故の情勢は厳しさを増しています。

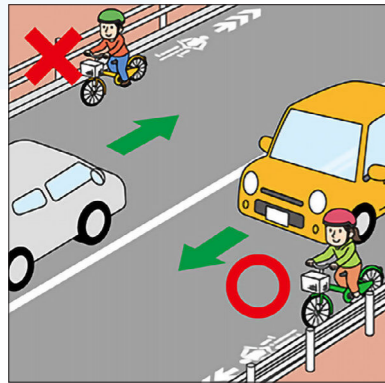
警察の統計によりますと、本年3月31日現在、県内では交通事故により6人の方がお亡くなりになっていますが、うち3人が自転車乗車中の交通事故によるものでした。また自転車が当事者となった交通事故の約7割で、自転車側に法令違反が認められる状況だったそうです。

そのような中、本年4月1日から、16歳以上の者による自転車の交通違反に対して「交通反則通告制度（青切符）」が導入されました。その目的は自転車の交通事故の抑止を図り、大切な命を守るためであることは言うまでもありません。

この機会に一度、家族や友人、仲間同士で自転車の交通ルールやマナーを確認し、安全・安心な自転車の利用を心がけましょう。

正しい場所を走りましょう

反則金
6,000円

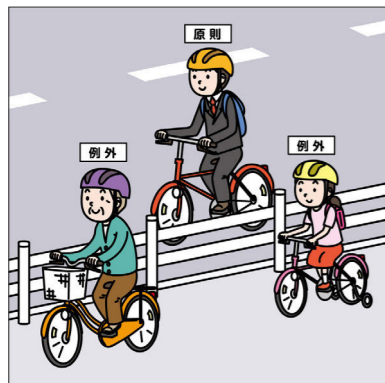


自転車は原則として車道の左側端に寄って通行しなければいけません。誤った場所の通行は、重大な事故につながるだけでなく、交通違反として取り締まりの対象となります。事故を防ぐために正しい通行区分を確認しましょう。

右側通行の禁止：道路の右側を通行することは「通行区分違反」となります。

路側帯の走行：道路左側に設けられた路側帯を通行することは可能ですが、歩行者の通行を妨げないようにしなければなりません。また右側の路側帯を通行することはできません。

自転車専用通行帯：自転車専用通行帯がある場合は、その場所を通行する必要があります。



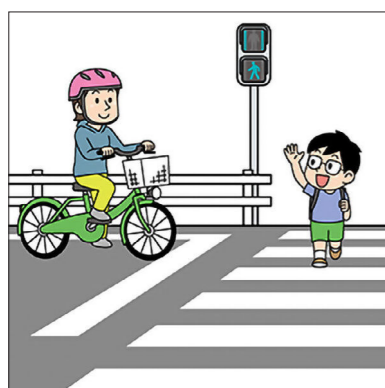
歩道を通行できる例外的なケース

以下の場合には例外的に歩道を通行できますが、あくまで「歩行者が優先」です。

- ① 歩道に「普通自転車歩道通行可」の標識などがあるとき
- ② 13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、身体の不自由な人が普通自転車を運転しているとき
- ③ 道路の状況に照らして、安全確保のためやむを得ないと認められるとき

信号・一時停止を守りましょう

反則金
信号無視 6,000円
一時不停止 5,000円



自転車事故の多くは交差点やその付近で発生しています。信号を守ること、一時停止場所で確実に止まることは交通事故を起こさないための基本的なルールです。

信号は必ず守る

車道を通行する時は車両用信号、歩道を通行する時は歩行者用信号に従いましょう。歩行者用信号の横に「歩行者・自転車専用」の標識がある場合は、車道・歩道のどちらを通行していても歩行者用信号機に従いましょう。

交差点では一時停止と安全確認

一時停止標識のある場所、踏切などでは、必ず止まって左右の安全を確認しましょう。



ルールを守って責任のある運転をしましょう！

※出典：「警視庁自転車を安全・安心に利用するために－自転車への交通反則通告制度（青切符）の導入－（自転車ルールブック）」

スマホはしまって運転を

反則金
12,000円



自転車を運転するときは、携帯電話・スマートフォンなどを使って通話したり、画面を注視したりすることが禁止されています。通話しながらの運転は片手運転となり、ブレーキもかけにくい状態となるほか、周囲の音が聞こえにくくなり、車の存在に気づきにくくなります。

また画面を注視しながらの運転は、文字や動画に集中してしまい、歩行者を見落とししたり意図せず信号を無視してしまったりする危険があります。

さらに携帯電話・スマートフォンなどを使用して事故を起こしたり、歩行者の通行を妨害したりするなどして、実際に交通の危険を生じさせたときは、1年以下の拘禁刑または30万円以下の罰金が科されます。

こうすればOK！

携帯電話・スマートフォンで通話をするときや地図アプリで道を確認したいときなどは、必ず安全な場所に自転車を停めて操作しましょう。



運転中の傘差し・イヤホンは禁止

反則金
5,000円



傘差し運転や、イヤホンをつけて周りの音が聞こえない状態での運転は禁止されています。

傘を差しての運転は自転車のハンドルやブレーキの操作が難しくなり、イヤホンをつけての運転は周囲の音が聞こえず自動車や歩行者の動きに気付けなくなり、重大な事故に発展する恐れがあります。

こうすればOK！

傘の代わりにレインコートを着用すれば安全に運転ができます。イヤホンを片耳のみに装着しているときや、オープンイヤ型イヤホンや骨伝導型イヤホンのように、装着時に運転者の耳を完全には塞がないものについては、周囲の音や声が聞こえれば違反にはなりませんが、安全に十分に注意してください。

